

# 徳島県土地利用計画(仮称)について



# 本計画の役割

本計画は、国土利用計画法に基づく国土利用計画かつ土地利用基本計画であり、県土の利用や土地利用の調整等について一体的に整理した。

## 国土利用計画

県土をめぐる基本的条件の変化等を踏まえ、今後の県土の利用に関する基本方針を定めるとともに、利用区分ごとの規模の目標及び目標達成のために必要な措置について定める。

## 土地利用基本計画

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の別に土地利用の原則を定めるとともに、複数の地域が重複している場合の土地利用の調整方針について定める。

# 県土利用をめぐる基本的条件の変化と取り組むべき課題

## 相次ぐ自然災害の発生

東日本  
大震災

激甚化する  
豪雨災害

南海トラフ  
地震の予測

安全・安心に対する県民の  
意識の高まり

災害に対して  
脆弱な県土

災害に強い県土の構築

## 本格的な人口減少社会 の到来

県人口

H17 81万人→H31 74万人

生産年齢人口割合

H17 62.6% →H31 55.5%

高齢者人口割合

H17 24.4% →H31 33.1%

低・未利用地や空き家等の  
増加

人口減少による  
県土管理水準等の低下

人口減少社会に応じた  
県土管理

## 自然環境の悪化や生物 多様性の喪失

人の手が入ることで良  
好に管理されてきた自  
然環境や景観の悪化

気候変動による自然  
環境の悪化や生物多  
様性の喪失

自然環境と美しい  
景観等の悪化

自然環境の保全・  
再生・活用

# 県土利用の基本方針

## 1 強靱安心を実現する県土利用

・事前復興の準備 ・ライフライン等の多重性・代替性の確保 など

## 2 適切な県土管理を実現する県土利用

・都市機能の集約化 ・優良農地の確保 など

## 3 未来環境を実現する県土利用

・グリーンインフラの取組 ・生物多様性の確保 など



持続可能で豊かな県土を形成する県土利用へ

# 地域類型別の県土利用の基本方向

地域類型別の県土利用にあたっては、相互の機能分担・対流等の地域類型のつながりを双方向的に機能させることが重要

## 【都市】

- ・人口減少下においても必要な都市機能を確保し、環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を推進
- ・都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化と都市間ネットワークの充実
- ・低・未利用地や空き家等の有効活用
- ・復興まちづくりの事前準備を行い災害に強い都市の形成
- ・水循環の維持・回復や資源・エネルギー利用の効率化

## 【農山漁村】

- ・地域の特性を踏まえた良好な生活環境の整備
- ・生鮮食料供給地や県産材生産地としての健全な地域社会の構築
- ・農業の担い手への農地の集約・集積や農地の良好な管理、森林資源の循環的利用や森林の適正な整備・保全等による良好な県土管理を継続と美しい景観の保全・創出の推進
- ・再生可能エネルギーの持続的に導入による地域経済の活性化

## 【自然維持地域】

- ・野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保
- ・劣化した自然環境の再生と保全
- ・野生鳥獣被害対策や外来種対策の推進
- ・自然学習等の自然の尊厳や価値を体験する場としての利用促進

# 利用区分別の県土利用の基本方向と規模の目標

**県人口**  
 H28:75万人  
 H40:67万人  
**世帯数**  
 H28:30万8千世帯  
 H40:27万6千世帯

利用区分	面積 H28	面積 H40	利用方向	
農地	29,500 7.1	26,670 6.4	優良農地の確保/多面的機能の維持/農地の集約・集積/市街化区域内農地の計画的な保全と利用	
森林	314,860 75.9	314,860 75.6	県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備/県産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用	
原野等	200 0.1	200 0.1	湿原・草原等の貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生/その他の原野及び採草放牧地の適正な利用	
水面・河川・水路	21,600 5.2	21,620 5.2	安全性の向上/より安定した水供給などに要する用地の確保/健全な水循環の維持又は回復を通じた自然環境の保全・再生への配慮	
道路	12,600 3.0	13,310 3.2	地域間の対流を促進/災害時における輸送の多重性・代替性を確保/既存用地の有効活用	
宅地	住宅地	9,980 2.4	9,820 2.4	人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現/既存住宅ストックの有効活用等を優先し自然的土地利用等からの転換は抑制
	工業用地	1,000 0.3	1,000 0.2	グローバル化等に伴う工場の立地動向、インフラの整備状況、地域産業活性化の状況等を踏まえ、必要な用地の確保/工場跡地の有効活用
	その他の宅地	4,610 1.1	5,550 1.4	土地利用の高度化、都市の集約化、より安全な地域への市街化の集約化
その他	20,330 4.9	21,670 5.2	低・未利用地：各種影響への配慮をしつつ積極的かつ有効に活用 沿岸域：総合的利用や海岸の保全を推進	
<b>合計</b>	<b>414,680</b>	<b>414,700</b>		
市街地	5,510	5,460		

面積の単位はha 二段書きの下段は構成比、単位は%





## 【東部地域】

- ・ 既成市街地については、既存の人口・都市機能・基盤集積を生かした効率的な都市運営を進めるため、地域の実情に応じて独自性を活かしながら、子育て・医療・介護等の生活支援サービスの集約による快適で効率的な生活環境を重視した持続可能な市街地の形成を図る。
- ・ 市街地周辺部については、既存集落の維持・活性化に加え、豊かな自然の保全、農業生産基盤の整備を図り、市街地と周辺部の自然・田園が健全に調和したまちづくりを展開する。
- ・ 京阪神地域など大消費地への近接性を生かし、生鮮食料供給地として、野菜、果樹、花きなど多種多様な農業を展開し、安全・安心で高品質な農林水産物のブランド化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、地域の特性に応じたきめ細かな農業生産基盤の整備を推進する

## 【南部地域】

- ・ この地域の生活圏の中心都市である阿南市については、既成市街地における低未利用地の有効利用を促進することにより、都市機能の集約・効率化を図るとともに、市街地周辺部における農林業的土地利用との計画的な調整を図り、良好な市街地等の形成を図る。
- ・ 世界的LED企業が立地するという優位性を活かした土地利用を図るため、「光のまち阿南」をキーワードに、産業とマッチングした新たな観光開発など、LEDを核とした産業の振興を推進する。
- ・ 南海トラフ巨大地震による死者ゼロや津波避難困難地域解消のための避難場所や避難路の整備、地震による被害や津波の河川遡上に対する浸水被害等を軽減するための河川や海岸の堤防・水門等の耐震化の整備を促進する。

## 【西部地域】

- ・ 古来から伝わる急傾斜畑の伝統的な農法など独自の強みを最大限に活かした「にし阿波ブランド」の確立や、中核農家、女性、高齢者など経営体ごとの特性を活かした「にし阿波型農業モデル」と人材育成システムの確立し、特に、「世界農業遺産」に認定された「にし阿波の傾斜地農耕システム」については、官民を挙げた体制を構築し、その保全・継承に取り組む。
- ・ 主伐時代を向かえ豊富な森林資源を活用するため、高性能林業機械の導入や効率的な作業の出来る森林作業路網整備を進め地域材の増産体制の確立や、林業の通年就労や自然環境の保全にも適した主伐・植林・保育という「循環型林業」への転換を図る。
- ・ 都市住民との交流・連携などを定住に結びつけるため、都市と農山村との交流の場として、空き家や遊休農地、廃校など地域ストックの有効利用を図る。

# 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

## 1 土地利用関連法制等の適切な運用

- ・ 国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法（都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律等）の適切な運用を図る。
- ・ 全国計画、本計画及び市町村計画等を基本として土地利用の計画的な調整を推進する。

## 2 県土の保全と安全性の確保

### 【治水・防災対策、水資源の確保】

- ・ あらゆる大規模自然災害に備え、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害・高潮及び地震・津波への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備を推進する。

### 【森林の適切な管理】

- ・ 森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づき、適切な保育、間伐などの森林整備を推進する。

### 【ライフライン等の安全性の向上】

- ・ 基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。

### 【都市の安全性の向上】

- ・ 河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化等を推進する。

### 3 持続可能な県土の管理

#### 【都市の集約化】

- ・ 地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。

#### 【農地の確保】

- ・ 優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進する。

#### 【森林の管理】

- ・ 「林業プロジェクト」の推進により、施業集約化の加速化や地域の状況に応じた路網整備等による県産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに森林の適切な整備・保全を図る。
- ・ 「徳島県県産材利用促進条例」に基づき、県産材の需要拡大に努め、林業の成長産業化を推進する。
- ・ 市町村と連携した「新たな森林管理システム」を円滑に運用し適正な森林整備を推進する。

#### 【水環境の保全】

- ・ 健全な水循環の維持又は回復に向け、関係者の連携による流域の総合的かつ計画的な水管理を推進する。

#### 【美しい山河や海岸の保全】

- ・ 下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進する。

#### 【良好な景観等の保護】

- ・ 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざした自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。

## 4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

### 【自然環境の保全・再生】

- ・ 国立公園・国定公園制度等の活用や適正な行為規制や公有地化により適正な保全を図る。

### 【野生生物への配慮】

- ・ 原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進する。

### 【生物多様性の確保】

- ・ 「生物多様性とくしま戦略」に基づき、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を推進し、県土全体の生態系ネットワークの形成を図る。

### 【環境への影響調査・研究の推進】

- ・ 生態系や種の分布等の変化の状況把握するためのモニタリングや、国民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。

### 【自然生態系を活用した防災・減災対策の推進】

- ・ 自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。

### 【豊かな自然等を活かした観光の推進】

- ・ 魅力ある多様な観光資源を活かした体験型ツーリズムを推進し、観光関連産業全体の振興を図る。

### 【野生鳥獣による被害防止と侵略的外来種の定着防止のための調査研究の推進】

- ・ 侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、防除手法などの開発に努め、その他防除に必要な調査研究を行う。

### 【脱炭素社会の実現】

- ・徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例に基づき、太陽光・バイオマス等の自然エネルギーや再生可能エネルギーや究極のクリーンエネルギー水素の導入や、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。

### 【生活環境の保全】

- ・県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等に対して引き続き対策を行う。

### 【循環型社会の形成】

- ・循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進する。

## 5 土地の有効利用の促進

### 【低・未利用地】

- ・市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。

### 【所有者不明土地】

- ・今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定されるため、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」にのっとり必要な手立てを講じる

## 6 土地利用転換の適正化

### 【土地利用転換の基本】

- ・土地利用の転換を図る場合には、一旦転換すれば元の状態には容易に戻らないことを十分に認識し、自然的・社会的条件を勘案して適正に行う。

### 【大規模な土地利用の転換】

- ・大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。

### 【混住地域における土地利用の転換】

- ・農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る

## 7 県土に関する調査の推進

- ・県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。



## 8 計画の効果的な推進

- ・計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、国土利用をとりまく状況や国土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

## 9 県土の県民的経営の推進

- ・県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、様々な方法により県土の適切な管理に参画する「県土の県民的経営」の取組を推進する。

# 土地利用の原則

## 【都市地域】

- ・ 良好な都市環境の確保・形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地については、土地利用の高度化や低未利用地の有効活用を図るとともに、市街化区域又は用途地域においては、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。

## 【農業地域】

- ・ 農用地が食料を供給するための最も基礎的な資源であり、良好な生活環境を構成する要素であることから、現況農用地は極力保全し耕作放棄地の発生を抑制するとともに、有効利用と生産性の向上等を図ることとし、農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

## 【森林地域】

- ・ 森林が木材生産等の経済的機能を有するとともに、県土保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、無秩序な開発や不適正な利用を防ぐために必要な森林の確保及び適正な管理を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるよう整備を図るものとする。

## 【自然公園地域】

- ・ 自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健休養及び自然保護意識の啓発に資するものであることから、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

## 【自然保全地域】

- ・ 自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く県民がその恩恵を享受するとともに、来にわたって県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとする。

# 重複する地域における土地利用に関する調整方針

都市地域と農業地域が重複する地域など9つの組合せについて調整指導方針を記載

例：「都市地域と農業地域とが重複する地域」

ア 「市街化区域及び用途地域以外の都市地域」と「農用地区域」が重複する場合は、農用地としての利用を優先する。など

# 今後のスケジュール

平成31年

- 6月 県議会への素案報告 パブリックコメント
- 8月 国土利用審議会(第2回) 原案に対する意見聴取
- 11月 国土利用審議会(第3回) 答申
- 12月 策定及び公表